

報 道 資 料

平成21年2月3日（火）

件 名 岩国基地に関する協議会の開催について

概 要 このことについて、下記のとおり開催いたしましたのでお知らせします。

記

1 日 時 平成21年2月3日（火） 14:00～16:00

2 場 所 岩国市役所 議会会議室

3 主な出席者

岩国市：岩国市長	福田 良彦（ふくだ よしひこ）
岩国市副市長	大伴 國泰（おおとも くにやす）
基地対策担当部長	松林 達也（まつばやし たつや）
国：中国四国防衛局長	中村 範明（なかむら のりあき）
中国四国防衛局企画部長	松本 俊彦（まつもと としひこ）
山口県：総務部理事	奈原 伸雄（なはら のぶお）

4 概要

(1) 確認書の締結

別紙（写）のとおり

(2) 議 事

① 街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）の設置

- ・ 現在、麻里布地区のみに設置されているスーパー防犯灯（非常用赤色灯・防犯カメラ等を備え緊急時には警察署等への通報や映像の伝送が可能）について、市は、今般、防犯対策の強化の一環として、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、新たに川下地区に設置する。
- ・ 今年度は設計を、来年度には工事を行うこととし、今後、三者（中国四国防衛局、山口県及び岩国市）による協力の下、設置場所及び設置基数を調整する。

② 住宅防音工事の未実施の世帯への対応

- ・ 国は、岩国飛行場に係る住宅防音工事の予算として、20年度第2次補正予算で約9億円が計上され、総額で約20億円。これは、平成19年度の約2倍に相当するもの。また、21年度予算で約12億円（対前年度比約20%の増）を計上。
- ・ 今後、国は、住宅防音工事の加速化に向け、工事未実施世帯に対し、住宅防音事業に係る制度の周知及び意向確認を実施する。
- ・ また、市は、住宅防音工事に関するお知らせペーパーを市報に折込配布する等、国による意向確認の調査等に所要の協力を行う。

③ 自動騒音測定装置の設置場所等

- ・ 現在、自動騒音測定装置は、岩国市内の7か所に設置されているところ、今般、国は、航空機騒音の実態をより詳細に把握するため、更に同市内に2か所増設する。
- ・ 設置場所は、青木町及び装束町とし、今年度中に設置すべく、今後、設置に向けた調整等を行う。
- ・ 市は、国に対し、更に1か所の増設を要望した。

別紙（又は裏面に続く）

④ 苦情等の受付

- ・ 市は、本年4月1日から、基地関係の苦情を受け付ける専用電話を設置する。
- ・ 国の連絡先についても市報に掲載するなど、更なる周知に努める。

(3) 今後の対応

本協議会において、安心・安全対策に関して、中長期的な視点に立って検討すべき課題もあることから、今後、継続的に協議していくこととなった。

なお、市及び県としては、本協議会だけでなく、引き続き、政府要望や渉外知事会要望をはじめ様々な機会を捉えて、「日米地位協定の見直し」、「夜間・早朝の飛行禁止時間延長などの騒音規制措置」、「住宅防音工事の対象区域拡大などの制度の改善」、及び、従来から政府要望等で求めていた「ロードマップに記載された影響緩和措置の明確化」を求めていく所存である。

(4) その他

ハリアーの部隊交代に関する取扱については、先日の岩国基地の発表を受けて、中国四国防衛局を通じて在日米軍に確認を行っているが、その状況について確認したところ、現在、米側の考え方等を確認中とのことであった。

〈市長コメント〉

国と安心・安全対策に関しての具体的な措置の実行について協議ができる環境が整ったことは、岩国基地に関連する諸課題の解決に向け大きな前進と受け止めている。

については、国としっかり協議し、地元の実情に即したきめ細かい対応がなされるように最大限の取り組みを行ってまいりたい。

本日は第1回目の協議会ということもあり、安全・安心対策の全てについて協議したわけではないが、スーパー防犯灯や騒音測定器の設置及び本年度等における住宅防音工事の予算措置などは、街の治安向上や航空機騒音の実態把握に有用な施策と考えており、国から早期の対応を示していただけたことを評価したい。

岩国市総合政策部基地対策課 TEL 0827-29-5024（直通）

別紙に続く

(写)
確 認 書

米軍岩国基地に係る安心・安全対策について、共同して問題解決を図るため、中国四国防衛局（以下「甲」という。）及び岩国市（以下「乙」という。）並びに山口県（以下「丙」という。）は、三者が定期的に協議を行う場を設置することに合意し、ここに確認する。

(設置)

第1条 甲、乙及び丙は、米軍岩国基地に係る安心・安全対策について、協議を行うため、「岩国基地に関する協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 米軍岩国基地に係る安心・安全対策（「米軍岩国基地に係る安心・安全対策についての要望書」（平成20年10月31日付け岩国市長文書）に係るものをいう。）に関すること。
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、中国四国防衛局長及び同局企画部長、岩国市長及び同市基地対策担当部長並びに山口県総務部理事をもって構成する。

- 2 協議会に幹事会を置く。
- 3 幹事会は、中国四国防衛局企画部長、同局調達部次長、同局基地対策室長及び同局岩国防衛事務所長、岩国市副市長、同市基地対策担当部長及び同市基地対策課長並びに山口県総務部理事及び同県岩国基地沖合移設対策室次長をもって構成する。
- 4 協議会及び幹事会には、構成員の要請を踏まえ、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。
- 5 協議会の事務を処理するため、甲及び乙で構成する事務局を置く。

(開催)

第4条 協議会及び幹事会の開催は次のとおりとする。

- (1) 協議会は、甲、乙又は丙の求めに応じ、適宜開催する。
- (2) 幹事会は、協議会の議事を円滑に運営するため、必要の都度、適宜開催することができる。

(その他)

第5条 その他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

平成21年2月3日

甲 中国四国防衛局長 (中 村 範 明)

乙 岩 国 市 長 (福 田 良 彦)

丙 山口県総務部理事 (奈 原 伸 雄)